共同事業体協定書（例）

必要に応じて、構成員間での個別の協定項目を追記していただいて構いません。

（目的）

第１条　当該共同事業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

一　令和６年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都(みやこ)」運営業務（以下「本事業」という。）

二　前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当共同事業体は、○○共同事業体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同体は、○○年○○月○○日に成立し、本事業の委託契約の履行後○箇月を経過するまでの間は解散することができない。

２　本事業を受託することができなかったときは、当共同事業体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　共同体の構成員は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員１ | 所在地： |
| 事業者名： |
| 構成員２ | 所在地： |
| 事業者名： |

（代表者の名称）

第６条　共同体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　共同体の代表者は、本事業の履行に関し、共同体を代表して委託者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって事業委託料（概算払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成員の本事業における分担は、次のとおりとする。ただし、分担事業の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○の○○業務 ○○株式会社

○○の○○業務 ○○株式会社

（構成員の責任）

第９条　構成員は、共同体として決定した工程表により、それぞれの分担事業の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第10条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第11条　構成員は、共同体が本事業を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第12条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担事業を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担事業を完了するものとする。

（瑕疵に対する解散後の構成員の責任）

第13条　共同体が解散した後であっても、本業務の履行内容等に瑕疵があった場合は、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

第14条　この協定書に定めのない事項については、構成員間の協議に基づき定めるものとする。

○○株式会社、○○株式会社は、上記のとおり○○共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとす

る。

○○年○○月○○日

○○○○○共同事業体

代表者

○○株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 　　　　　印

構成員

○○株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○　　　　　 印